

その他

都道府県代表会員設置の提案についてー

本会の正会員は、別添(参考資料)のとおり、個人 6 名及び団体 6 協会で構成している。このうちの個人会員は、団体会員の 6 協会長である。

従って、総会での議決権は、個人会員と団体代表の同一人物が行使する可能性があることから、現状では、各協会選出の理事等が団体会員を代表している。

この改善策として、団体会員は現状どおりとし、個人会員は、会員協会が推薦する都道府県代表者とすることを提案し、本会の一層の発展を期する。
なお、この都道府県を代表する会員の会費は、所属する団体会費に含まれているものとする。

また、この提案は、本会の運営規定とし、定款の規定を変更しないものとする。

(参考) 定款の会員及び会費に係る関連規定概要

定款第 6 条(種別)：正会員と賛助会員に区分、個人及び団体で入会可能

定款第 7 条(入会)：入会に特別の条件なし

定款第 8 条(入会金及び会費)：総会で決定した会費等を納付

平成 17 年度通常総会第 4 号議案(平成 17 年度収支予算)に提案

- ・ 正会員：団体会費年 100,000 円に変更 (平成 16 年度は 120,000 円)
 団体の入会金、個人の入会金及び会費は、平成 16 年度と同額
- ・ 賛助会員：個人及び団体の入会金及び会費は、平成 16 年度と同額